

確定申告期の実務

令和6年度 消費税・贈与税の手引き等から確認

確定申告期の実務に必携情報（確定申告の手引き以外）

一般用

令和6年分 消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）を作成する要領を説明しています。
 - この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
 - 令和6年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限及び納期限は、**令和7年3月31日（月）**です。
- △ ご注意ください**
申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。
- 振替納税をご利用の方は、令和7年4月30日（水）が振替日です。
 - 適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）を機に免税事業者から適格請求書発行事業者（以下「インボイス発行事業者」といいます。）となった事業者の方については、2割特例を適用することができます。
- ※ 2割特例とは、売上金額を集計すれば、手続に納税額が計算できる仕組みです。2割特例を適用する場合は「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。



確定申告書は自宅からe-Taxで作成・提出ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自宅から消費税の確定申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。また、自動計算されるので、計算誤りはありません。

- 「確定申告書等作成コーナー」で青色決算書・収支内訳書を作成すれば、収入金額や経費の内容等を引き継いで、消費税の確定申告書を作成することができます。
- 作成した確定申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（またはICカードリーダー）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して自宅から提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



確定申告でお困りのときは「ふたば」にご相談ください。

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ 税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）が自動でお答えします。

※ 令和6年分のチャットボット（消費税の確定申告-インボイス制度）については、令和7年2月上旬頃に相談開始予定です。



2割特例用

消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

（個人事業者・法人共通）

- 2割特例は、売上金額を集計すれば、手続に納税額が計算できる仕組みです。詳細については次頁から説明しています。
- さらに、個人事業者の方は、**確定申告書等作成コーナー**を使えば手続に申告書が作成でき、e-Taxで提出できます。（詳しくは裏表紙をご覧ください）

ポイント 「2割特例」とは
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間に係る消費税の申告に必要な仕入控除税額の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができる特例です。

（個人事業者又は12月決算法人の例）



ポイント 2割特例により計算した場合の納税額（概算）

※ 詳細な計算方法は4頁以下の説明をご参照ください。

$$\text{あなたの売上・収入 (万円)} \times \frac{10}{110} \times 2\text{割} = \text{納税額 (万円)}$$

※ 飲食料品の場合は、8/108

※ 売上げの約1.8%相当の消費税額を計算します。

- 2割特例を適用して消費税の申告を行う場合には、課税売上げに係る消費税額に80%を掛けて、課税売上げに係る消費税額から控除する消費税額を計算します。したがって、実際の課税仕入率に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについて、税率の異なることに区分して集計する必要があります。
- 2割特例を適用し（又は適用せず）、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求により、2割特例を適用しないこととする（又は適用する）ことは原則としてできません。

（令和6年11月版）

令和6年分 贈与税の申告のしかた

- この冊子は、一般的な事項を説明しています。目次は、次ページをご覧ください。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。
- 令和6年分の贈与税の申告書の受付は、**令和7年2月3日（月）から同年3月17日（月）**までです。
- 令和6年分の贈与税の納期限は、**令和7年3月17日（月）**です。

贈与税の申告書の作成・送信は スマホ申告 × e-Tax提出 がおすすめ！

令和6年分からスマホで贈与税の申告ができます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書の作成・送信が可能！

次の内容で申告される方は特におすすめです！

- 簡単
- ✓ 暦年課税
- ✓ 住宅取得等資金の非課税

※ 相続時精算課税や配偶者控除を申告する場合はパソコン向けの画面がスマートフォンで表示されます。

e-Taxのメリット

- 自宅から申告可能
- 24時間利用可能
- 申告書をデータで保存可能
- 送付書類はスマホやパソコンからPDFで送信可能
- すでに65%の方がe-Taxで申告！
- 令和5年分贈与税申告

※ 届出した日時・内容はe-Taxのメッセージボックスで確認できます

e-Taxについて、詳しくは裏表紙をチェック！



上記の手引等の内容を確認してみましょう。

消費税の申告が必要な方(手引 P4)

次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和6年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ① インボイス発行事業者の登録をされている方
- ② 基準期間(令和4年分)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図1を参照)
- ③ 基準期間(令和4年分)の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ④ ②及び③に該当しない場合で、特定期間(令和5年1月1日から令和5年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図2を参照)
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

【図1】



【図2】



※特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

- 注意**
- 上記①～④のいずれかに該当する場合は、令和6年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和6年分の確定申告が必要となります。
 - 令和4年分の課税売上高が1,000万円以下で、令和5年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方、また、上記①又は④にも該当しない方は、原則として免税事業者ですので、確定申告をすることができません。そのため、令和6年中に設備投資を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合でも、還付を受けることができません。
- 上記①～④に該当しない場合でも、高額特定資産を取得した場合等の特例などにより課税事業者となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページに掲載している「消費税のあらし」等をご覧ください。

納付と申告 (手引 P37)

◆ 申告・納付の期限 申告及び納付の期限 振替納税による振替日

令和7年3月31日(月)
令和7年4月30日(水)

8 申告と納付

完成した申告書を提出し、消費税及び地方消費税を納付します。

申告・納付の期限

令和6年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、**令和7年3月31日(月)**です。
なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は**令和7年3月17日(月)**ですので、間違えないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。
なお、提出が必要な書類については、10ページを参照してください。

1. e-Taxで申告する

2. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署又は業務センター(※)に送付する

郵便又は信書便による送付の場合、通信日付印を提出日とみなします。

※ 国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専ら担当する「内部事務のセンター化」を実施しています。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書・申告書等を郵送で提出する場合は、業務センターへ宛てて送付してください。内部事務のセンター化の対象となる税務署については、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。

3. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する

※ 受付時間外は随時外収受箱に投入してください。
※ 業務センターに直接持参する方法で提出することはできません。
※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

令和7年1月からの申告書の控えへの収受日付印の押印について

国税庁(国税総務課)では、税務行政のデジタル化における手続の透明の一環として、令和7年1月から、申告書の控えに収受日付印の押印を行っていただき、申告書を郵送で提出する場合は、申告書の控えに提出日付印を提出(送付)していただくことになりました。また、申告書の控えに収受日付印の押印は行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保存、申告書等の記録・管理をお願いします。なお、令和7年1月以降、当分の間、「1-1(プリント)」に付・税務署名(業務センター名)を記載したものを、希望者にお渡しします。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「令和7年1月からの申告書の控えへの収受日付印の押印について」

納付方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

△ ご注意ください!

申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

各納付手続の詳細については、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm)をご覧ください。

1. キャッシュレス納付

国税の納付は、次のキャッシュレス納付が便利です。

(1) 振替納税を利用する

振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納付額が引き落とされる大変便利な制度です。振替納税を利用している場合は、確実に引落しができるよう、振替日の前日までに預貯金残高や他の引落としがないかご確認ください。

令和6年分の消費税及び地方消費税の振替日は、**令和7年4月30日(水)**です。
なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合は、新たに振替納税(変更)の手続きが必要です。
なお、転居等により所轄の税務署が変わり、転居前の振替口座を継続希望する一方で、①申告書第一表の「(個人の方) 振替継続希望」欄に○印をつけた場合又は②振替後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動」は変更に関する申請書)を提出している場合は、新たに振替納税の手続きは不要です。
※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続をしている方であっても、別途振替納税の手続が必要ですが。

振替納税をお勧めします

令和6年分消費税及び地方消費税の振替納税の申込期限は、**令和7年3月31日(月)**です。
「預貯金口座振替納税(振替納税)送付依頼書」はe-Taxにより提出できます。金融機関(振出印)や電子証明書は不要です。
なお、書面でご提出の場合は、4Bページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください。
また、振替納税の場合には、領収証は発行されませんので、ご注意ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。
なお、納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予約が便利です。

詳しくは国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a02)をご覧ください。



◆ 申告書の提出について

郵便又は信書便による送付の場合、通信日付印を提出日とみなす。

- ・ レターパック
- ・ 定型郵便
- ・ 定型外郵便

◆ QRコードによりコンビニエンスストアで現金納付

・ ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ (いずれも「Loppi」 端末設置店舗のみ)

・ ファミリーマート (「マルチコピー機」 端末設置店舗のみ)

国税庁HPでQRコードを作成して納付。

- ・ 利用可能額は30万円以下。

課税売上（手引 P6）

- **事業所得**

個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなる。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の50%以上の金額を課税売上げとしても認められる。

- **雑所得**

雑所得として計上した副業の収入についても、課税売上げとして計上もれに注意する。

- **不動産所得**

地代は、原則として課税売上げとならないが、貸付期間が1か月に満たない場合や、駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合は、課税売上げとなる。

また、住宅家賃も原則として課税売上げとならないが、貸付期間が1か月に満たない場合等は、課税売上げとなる。

- **譲渡所得**

業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に対して現物出資した場合は、課税売上げとなる。

貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、課税売上となる。

■ 非課税取引（手引 P6）

✓ 課税対象としてなじまないもの

- 土地の譲渡
- 土地の貸付け（1ヶ月に満たないものを除く）
- 受取利息

✓ 社会政策的な配慮に基づくもの

- 医師の社会保険診療収入
- 物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金
- 住宅の貸付け（1ヶ月に満たないものを除く）

■ 不課税取引

- 受取保険金
- 消費税の還付金
- 国や公共団体から支給を受ける助成金・給付金等
 - ・雇用調整助成金

■ 免税となる輸出取引等

- ①国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ②非居住者に対する工業権、著作物、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
- ③非居住者に対する役務の提供（国内に所在する資産に係る運送又は保管、国内における飲食又は宿泊など一定のものを除く）
- ④輸出物品販売場において行った免税対象物品の譲渡

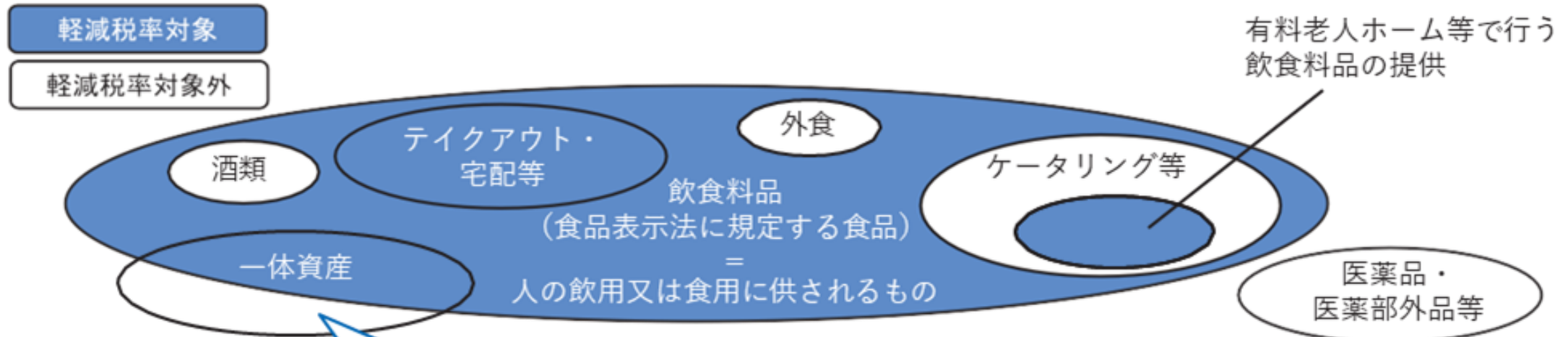
■ 軽減税率の適用対象の確認 (P5)

■ 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ①酒類・外食を除く飲食料品
- ②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

《 軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡の範囲 》



例えば、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの。税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率対象（それ以外の場合は、軽減税率対象外）となります。

消費税額を計算する上での留意点（1/3）

1. 税務署からのお知らせ等による「消費税に関する事項」の確認

◆ 消費税に関する事項

- 「簡易課税制度選択届出書」「課税事業者選択届出書」「課税期間特例選択届出書」の提出状況
- 中間納付税額
- 中間納付譲渡割額

◆ 納付に関する事項

消費税の振替納税利用金融機関

2. 消費税の還付申告の場合、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業主用）」の提出が必要。 ただし、中間納付還付税額のみの場合は、必要なし。

3. 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額の計算 令和5年分において免税事業者であった者が、令和6年分から課税事業者となった場合、又は令和5年分において課税事業者であった者が、令和6年分から免税事業者になる場合には、棚卸資産に係る消費税額の調整が必要。

4. 控除対象仕入税額の計算において、一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更不可。

消費税額を計算する上での留意点 (2/3)

5. 調整対象固定資産に係る消費税額の調整

次のいずれかに該当する場合は、控除税額の調整が必要。

- A) 取得した調整対象固定資産に係る消費税額を、令和4年分の消費税の申告において次により控除した場合で、令6年課税期間の末日において当該資産を有しており、当該課税期間の課税売上割合が著しく変動したとき
- 課税売上割合が95%以上で、全額控除した場合
 - 個別対応方式により、課税売上げと非課税売上げに共通して対応する課税仕入れとして控除した場合
 - 一括比例配分方式により控除した場合
- B) 個別対応方式を適用している方が、取得した調整対象固定資産を、取得してから3年以内に、次により用途を変更した場合。
- 課税売上げにのみ要するものを、非課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合
 - 非課税売上げにのみ要するものを、課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合

※「調整対象固定資産」とは、棚卸資産以外の資産で、建物およびその附属設備、構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具工具、器具および備品、鉱業権その他の資産で、一の取引単位の価額（消費税および地方消費税に相当する額を除いた価額）が100万円以上のものをいう。

消費税額を計算する上での留意点 (3/3)

- C) 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の適用を受けた居住用賃貸建物について、次のいずれかに該当するときは、その調整額の計算が必要
- 第三年度の課税期間の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に課税賃貸用に供した場合
 - 居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

6. 貸倒れに係る税額の計算

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの実事を明らかにする書類を保存が必要。

また、免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る売掛金等の貸倒れや課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れについては、貸倒れに係る税額の計算を行わない。当初の課税売上の消費税率(5%や8%)を確認して、貸倒れに係る税額の計算を行う。

7. 簡易課税制度

基準期間（令和4年分）の課税売上高が5,000万円以下で、原則、令和5年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用。

第4種事業…加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業者
飲食サービス業
事業者が売却した業務用固定資産

■ インボイス制度について（手引 P7~P9）

（1）仕入税額控除の要件《買手としての留意点》

- インボイス発行事業者か否かの確認
免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできない。
- 《経過措置》
＜仕入税額相当額の一定割合＞
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで……………80%控除可能
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで……………50% 控除可能
- 少額特例
基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、税込み1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能。

インボイス制度について（2割特例用 手引 P2）

免税事業者に係る手続（2割特例関係）

【2割特例を適用できる・できない課税期間①】

（例）免税事業者であった個人事業者が令和5年10月に登録を受けた場合（基準期間における課税売上高のみを考慮したケース）

| 年分 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 | R7年 | R8年 |
|-------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 課税売上高 | 900万円 | 1,100万円 | 800万円 | 1,200万円 | 900万円 | 1,000万円 |
| 2割特例 | — | — | 適用可 | 適用不可 | 適用可 | 適用不可 |

※ 基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間等については、2割特例の適用を受けることができない。

【2割特例を適用できる・できない課税期間②】

（例）課税事業者である個人事業者が令和5年10月に登録を受け、翌課税期間は課税売上高を勘案すると免税事業者となる場合（基準期間における課税売上高のみを考慮したケース）

| 年分 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 | R7年 |
|-------|---------|-------|---------|---------|-------|
| 課税売上高 | 1,100万円 | 800万円 | 1,200万円 | 1,200万円 | 900万円 |
| 2割特例 | — | — | 適用不可 | 適用可 | 適用不可 |

※ インボイス制度開始日の属する課税期間において課税事業者であったとしても、その後の課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円以下の課税期間については、原則として、2割特例の適用を受けることができる（申告後に気づいても更正の請求ができない）。

（2）2割特例の留意点

④簡易課税制度選択届出書の提出の検討

右図(国税庁HP インボイス制度において事業者が注意すべき事例集 令和5年10月改定より)のように、翌期は2割特例が適用できないケースもある。

⇒2割特例を適用した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合には、適用を受けたい課税期間の末日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出する必要がある。

令和6年度分 贈与税の申告のしかた等

1. 贈与税の申告の必要な者

- ① 暦年課税を適用する場合、贈与財産の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
- ② 相続時精算課税を適用する場合には、相続時精算課税の選択に係る贈与者から贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき

2. 贈与税の申告書の提出期間

令和7年2月3日(月)から同年3月17日(月)

3. 贈与税の納期限

令和7年3月17日(月)

※贈与税については振替納税の制度はないので要注意

4. 贈与税の申告書の郵送による提出等

郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなされる。ゆうパック、ゆうメール、ゆうパケットは、信書ではないので注意。

令和6年度分 贈与税の申告のしかた等

6 贈与税の申告書の書きかた ※「国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用した申告書の作成」については5ページを参照してください。

(1) 申告書第一表 贈与税の申告をする全ての人が使用する申告書です。暦年課税による贈与税額の計算方法については、35、36ページを参照してください。

令和0年A贈与税の申告書(東贈与税の額)の計算明細書

マイナンバー(個人番号)又は個人番号の記入が必要です。

「I」特例贈与財産分は、特例贈与財産を取得した場合に記入します。

「II」一般贈与財産分は、一般贈与財産を取得した場合に記入します。

第一表 令和6年分以降適用 (1) 特例贈与財産分 (2) 一般贈与財産分

【合計欄】

| | | | |
|----|----------------|----|----------|
| 4 | 暦年課税分の課税標準の合計額 | 13 | 課税標準の合計額 |
| 5 | 贈与税に係る基礎控除額 | 14 | 基礎控除額 |
| 6 | ④の控除率 | 15 | 基礎控除率 |
| 7 | ⑤に対する税額 | 16 | 基礎控除率 |
| 8 | 外国税額の控除額 | 17 | 基礎控除率 |
| 9 | 医療法人等分納税額 | 18 | 基礎控除率 |
| 10 | 控除額 | 19 | 基礎控除率 |
| 11 | 基礎控除額 | 20 | 基礎控除率 |
| 12 | 基礎控除額 | 21 | 基礎控除率 |
| | | 22 | 基礎控除率 |
| | | 23 | 基礎控除率 |
| | | 24 | 基礎控除率 |
| | | 25 | 基礎控除率 |

6. 贈与税申告書の注意点

◎特例税率を適用する場合の注意点

- 直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する。

- 財産の贈与を受けた人(受贈者)の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類が必要。

- 過去の年分において当該書類を提出している場合は、申告書第一表に、提出した年分及び税務署名を記入する。

- 一般贈与財産と特例贈与財産の両方の財産を贈与により取得した場合は、それぞれの財産価格に対応する税額を計算し、合計額を算出する必要あり。

令和6年度分 贈与税の配偶者控除の特例について

令和6年度分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和6年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみには○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

| | | | |
|---|--|-----|-----|
| 1 | 贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。 | はい | いいえ |
| 2 | 婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。 | はい | いいえ |
| 3 | これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。 | はい | |
| | | いいえ | |
| 4 | 【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。 | いいえ | はい |
| 5 | 贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。 | はい | いいえ |
| 6 | 【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。 | はい | いいえ |
| 7 | 【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和7年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。 | はい | いいえ |
| 8 | 6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和7年3月15日までに居住する見込みですか。 | はい | いいえ |
| 9 | 今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。 | はい | いいえ |

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

| 添付書類 | |
|------|---|
| 1 | 受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限りません。） |
| 2 | 受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限りません。） |
| 3 | 登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。 |

配偶者控除

○贈与税の配偶者控除の特例の留意点

①適用できる者

- ✓ 婚姻期間が20年以上である配偶者から、
- ✓ 居住用不動産の贈与を受けた場合
又は金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合
- ✓ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し
- ✓ その後引き続き居住の用に供する見込みである
- ✓ 基礎控除額（110万円）のほかに、2,000万円を控除することができる。

②必要な手続

- ✓ 贈与税第1表
- ✓ 添付書類

③贈与税額が0円であっても、申告が必要。

令和6年度分 相続時精算課税について

令和6年度分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、令和6年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください。

| | | | |
|---|--|----|-----|
| 1 | 贈与者は、昭和39年1月2日以前に生まれた人ですか。 | はい | いいえ |
| 2 | あなたは、平成18年1月2日以前に生まれた人ですか。 | はい | いいえ |
| 3 | あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。 | はい | いいえ |

(注) 1 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和39年1月3日以後に生まれた人の場合には、「令和6年度分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』」のチェックシート（31ページ又は33ページ参照）を使用してください。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（※）又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（※）の適用を受ける場合は、3の要件を満たさない場合であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」のチェックシート（※）又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」のチェックシート（※）を併せて使用してください。

※ これらの特例のあらましやチェックシートについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています。

相続時精算課税の添付書類

相続時精算課税（42ページの「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（38ページの（ロ）の（注2）参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の書類（贈与を受けた日以後に作成されたものに限ります。）を添付して提出しなければなりません。

添付書類

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- 受贈者の氏名、生年月日
- 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）の適用を受ける場合（受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。）は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）の適用を受ける場合（受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。）は、「(1)の内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

相続時精算課税

○相続時精算課税を適用する場合の留意点

1. 適用できる者

贈与者⇒60歳以上の者

受贈者⇒18歳以上でかつ贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫

2. 必要な手続

下記の書類を、贈与税の申告書の提出期限内に、受贈者の住所の所轄税務署長に提出することが必要。

- 「相続時精算課税選択届出書」（初年度のみ）
- 謄本等の添付書類（初年度のみ）
- 贈与税申告書第1表及び第2表

3. その他

・「相続時精算課税選択届出書」は、贈与者ごとに作成することが必要

令和6年度分 住宅取得等資金の贈与の特例 (1/2)

1. 概要

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、受贈者ごとに、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる。

2. 注意点

✓平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある方は、原則として、この特例の適用を受けることができない。

✓当適用を受ける人の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が、2,000万円超（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円超）である場合には、この特例の適用はできない。

✓住宅取得等資金の非課税の適用後の残額には、暦年課税にあつては基礎控除（110万円）を適用することができ、相続時精算課税にあつては特別控除（2,500万円）を適用することができる。この相続時精算課税の適用は、原則として、父母や祖父母からの贈与に限られる。

令和6年度分 財産債務調書の提出について

(1) 提出する必要がある者

① 以下のすべてを満たす者

- ・ 所得税の確定申告書を提出すべき者又は一定の所得税の還付申告書を提出することができる者
- ・ その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超えていること
- ・ その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有していること

② 居住者の方で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する者

- ※1. 財産の価格の合計額の算定には、国外に所在する財産も含めて算定する必要がある。
- 2. 「財産の価額」とは、財産の価額の総額をいい、債務の金額を差し引かずに算定する。
- 3. 相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載しないで提出することができる。
- 4. 財産債務調書の提出期限まで（その年の翌年の1月1日から6月30日までの間）に、財産債務調書を提出しないで死亡したときは、財産債務調書の提出を要しない

(2) 提出期限

令和7年6月30日(月)

確定申告期の主な提出書類

| 届出書名 | 期限 | 摘要 |
|--------------------|-----------|------|
| 所得税の青色申告承認申請書 | 令和7年3月17日 | |
| 青色事業専従者給与に関する届出 | | |
| 青色事業専従者給与に関する変更届出書 | | |
| 所得税の棚卸資産の評価方法の届出 | | |
| 所得税の減価償却資産の償却方法の届出 | | |
| 相続時精算課税選択届出書 | | 添付書類 |

おわりに

贈与税の申告や財産債務調書の作成に当たっては、用意すべき書類が多く、取得に時間がかかるため、早めの準備をお願いします。